平成30年第4回定例会 一般会計予算·決算審査特別委員会(第1日目) 総務文教分科会審査記録

- 1 日 時 平成30年12月12日(水) 午前11時41分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第141号 平成30年度村上市一般会計補正予算(第5号)
- 4 出席委員(6名)

1番 鈴 木 好 彦 君3番 小 杉 和 也 君4番 板 垣 一 徳 君5番 本 間 清 人 君8番 小 杉 武 仁 君9番 鈴 木 いせ子 君

5 欠席委員(2名)

2番 板垣 千代子 君 6番 佐藤重陽君

6 委員外議員

大 滝 国 吉 君 渡 辺 昌 君 大 滝 久 志 君 貞 雄 君 河 村 幸 雄 君 木 村 稲 葉 久美子 君 勉 君 竹 内 喜代嗣 君 平山 耕 君 山田

7 地方自治法第105条による出席者

議長三田敏秋君

8 オブザーバーとして出席した者

なし

9 説明のため出席した者

市 長 総 務 課 長 同 課 参 事 同課総務・人事管理室長 同課総務管理室副参事 同課危機管理室長 財 政 課 長 同課契約檢查室長 同課財務係副参事 政策推進課長 課 参 同 事 同課企画政策室長 同課情報化推進室長 自治振興課長 同課自治振興室長 同課自治振興室係長 同課公共交通係副参事 会 計 管 理 者 消 防 長 消防本部次長 消防本部総務課長 選管・監査事務局長

高橋邦芳君 佐藤憲昭君 本 間 鉄 雄 君 田村 夫 君 富 五十嵐 博 君 竹 内 夫 君 節 田邉 覚 君 小 川 也 君 淳 君 長谷部 東海林 豊君 本 間 孝則君 田中 和仁君 本 間 憲 一 君 君 大 滝 寿 川龍也君 前 三 友 也 君 須 野 弘 明 君 細 明君 松 田 長 研 一 君 小島邦広君 倉 松 淳 志 君 佐藤直人君 監查委員事務局次長 選管事務局次長 川支 所 長 荒 支 所 長 神林 朝 日 支 所 長 北 支 所 長 Ш 育 長 教 学校教育課長 同課教育総務室長 同課課長補佐 生 涯 学 習 課 長 同課課長補佐 同課教育情報センター長 同課社会教育推進室長 同課スポーツ推進室長 同課文化行政推進室長

铪 木 一 良 君 齌 藤正栄君 1 |||剛君 君 田秀 石 岩 沢深雪 君 藤 一浩君 斎 遠 藤友春君 村 正夫君 木 榎 本治生君 裕 昭 君 部 亰 垣 敏 幸 君 板 藤 渉 君 加 菅 原 明君 田秀哉君 太 永 田 満君 吉 井 雅 勇 君

10 議会事務局職員

局長 小林政一次長 大西恵子

(午前11時41分)

特別委員長(大滝国吉君)開会を宣する。

分科会長(鈴木いせ子君)総務分科会の開会を宣する。

日程第1

議第141号 平成30年度村上市一般会計補正予算(第5号)のうち総務文教分科会所管分についてを議題とし、担当課長(総務課長 佐藤憲昭君、財政課長 田邉 覚君、政策推進課長 東海林 豊君、自治振興課長 大滝 寿君、議会事務局長 小林政一君、選管・監査事務局長 佐藤直人君、学校教育課長 木村正夫君、生涯学習課長 板垣敏幸君、消防長 長 研一君)から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第10款 県支出金

(説 明)

財政 課長

それでは、10P、11Pごらんください。第10款地方交付税である。今回の補正予算の財源といたして、今年度普通交付税のうち3億6,556万1,000円を計上するものである。

第14款 国庫支出金

(説 明)

政策推進課長 14款2項1目総務費国庫補助金、1節の総務管理費補助金のところであるが、説明

欄1、社会保障・税番号システム整備費補助金555万1,000円であるが、法改正によってマイナンバーカード等の旧姓併記等に伴うプログラム修正に係る経費について、このたび国の国庫補助対象として決定をいただいた。このことから、新たに追加したものである。補助率は、対象経費の10分の10となっている。また、歳出予算については、当初予算に既にもう計上済みである。

学校教育課長 14款2目6目教育費国庫補助金の節2の小学校費補助金で、説明の学校施設環境改善交付金6,804万1,000円は、これ冷房設備の国からの交付金の金額である。その下の中学校費補助金の学校施設環境改善交付金、これについても4,768万2,000円も冷房設備の入交付金ということである。以上だ。

生涯学習課長 同じく、14款2項6目4節社会教育費補助金の1、国宝重要文化財等保存整備費補助金であるが、2,158万5,000円の減額である。こちらについては、国宝重要文化財等保存整備事業補助事業として実施を今年度した8の事業について事業費が確定したとから、所要の減額を行うものだ。

第17款 寄附金

(説 明)

政策推進課長 それでは、12P、13Pをお開きください。17款1項3目ふるさと納税寄附金であるが、こちらについては、当初予算で2億円を計上している。10月末現在であるが、既に約1億3,200万円ほど寄附をいただいているところであって、11月の寄附について間もなく確定をするのだけれども、約4,000万円ほど今寄附をいただいているところである。今後の3月末までの昨年度等の実績等を考慮して、このたび5,000万円の追加をお願いするものである。

第20款 諸収入

(説 明)

生涯学習課長 20款諸収入の6項6目雑入、9節教育雑入である。1、国民文化祭視察費補助金であるが、こちらについては、来年度実施予定の国民文化祭の視察ということで、今回参加をいたす。それについて県のほうからの補助金が確定したので、計上させていただいた。

第21款 市債

(説 明)

財政 課長

その下、21款市債であるけれども、説明欄ごらんください。1番上、1つ目の保健衛生総務債、これ過疎対策事業債の今年度執行可能枠について村上総合病院移転新築事業費補助金に追加するものである。その下の市道整備事業債は、実績による調整である。さらにその下、河川海岸整備事業債、こちらのほうは8月の豪雨等被害に対する県事業による急傾斜地対策事業、こちらが追加されたことによって地元負担分を起債対応するものである。その下の学校教育施設整備事業債、これ2つあるけれども、小・中学校へのエアコン設備設置対応の経費のうち、国補助以外の本市負担分について国の補正予算等に伴う地方負担額に対する地方財政措置の一つである補正予算債という地方債を活用いたして活用するものである。最後の公共土木施設災害復旧事業債は、羽下ケ渕地内及び宮ノ下地内の市道災害復旧工事の二次要望に係るものである。以上である。

生涯学習課長 先ほど20款の諸収入で説明をさせていただいた点、1点訂正をさせていただきたいのだが、先ほど視察に係る県からの補助金ということでご説明申し上げたが、こちらのほうは国民文化祭の新潟県実行委員会からの補助金である。それであるので、雑入ということで処理をさせていただいた。以上だ。

歳入

第10款 地方交付税

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第14款 国庫支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第17款 寄附金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第20款 諸収入

(質 疑)

本間 清人 今金額少ないのだけれども、3万円が県の実行委員会からということで、来年度分のということなのだが、来年の分が今、今回入ってきているということは、この国民文化祭いつ開催予定なのか。

生涯学習課長 こちらのほうの補助金については、来年度分ということではなくて、来年度この新 潟県が国民文化祭の会場となるということであるので、そのための視察ということ で今回九州のほうに行ってきたので、それに係る実行委員会からの補助ということ である。

本間清人もう行ってきてしまったわけ。いつ、どこへ行かれたのか。

生涯学習課長 豊後高田のほうで今回開催されたので、そちらのほうへ職員1人派遣している。 本間 清人 これ、来年度国民文化祭はその新潟県開催、どのような要綱で、村上はどういう形になるのか。

生涯学習課長 ちょうどきょう報道発表ということで、県のほうからこの国民文化祭の事業について公表されるということで聞いている。村上市としては、3つ事業予定している。 1つについては、市町村単独事業ということで、郷土芸能のシンポジウムを予定している。それから、コア事業ということで近県、新発田、この村上、岩船エリアとしたものについては、庭園めぐりというものを予定している。それから、全国大会ということで、健康マージャンの全国大会をこの村上市のほうで開催したいというようなことで現在準備を進めているところである。

第21款 市債

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第10款 地方交付税、第14款 国支出金、第17款 寄附金、第20款 諸収入、第21款 市債 〔委員外議員〕

河村 幸雄

国民文化祭の件である。来年度の9月15日から11月31の開催ということで、開会式オープニングには皇室も出席するというような形である。そんな簡単なものでないだろうけれども、村上をPRする絶好の機会であるので、そんなことも考えながら進めていただきたいし、村上の魅力を発信するに当たって、この文化祭は本当に大切な貴重なものかと思う。早い時期から、今3つの事業内容も述べていただいたけれども、早いうちからもう計画を立ててしていただきたいと思う。

生涯学習課長 先ほども申し上げたが、本日報道発表というような形で事業が公表されることになった。これから村上市においても実行委員会を組織して、こちらのほうの運営、そして実施に向けて取り組むというような形であるので、できるだけ早目に実行委員会のほうを組織して動き出したいというふうに考えている。

河村 幸雄 わかった。

歳出

第1款 議会費

(説 明)

議会事務局長 それでは、1款1項1目議会費である。議会事務局の職員人件費であるが、この12月 での調整により15万6,000円の増額をお願いいたす。以上だ。

第2款 総務費

(説 明)

総務 課長

それではその下、2 款 1 項 1 目の一般管理費である。ここでご説明申し上げるのは、1 の一般管理経費の労働保険料がマイナス500万円ほどになっているが、これは労災と雇用保険対象者の減等によるものである。それから、2 の庁用車管理経費であるが、公用車14台あるわけであるが、稼働率の増と燃料費の高騰による40万円の増額ということである。それから、3 の本庁舎管理経費であるが、光熱水費、これが150万円の増である。これについては、使用料については前年と同様なのであるが、燃料調整単価の減額率の減、それから再生エネルギー発電推進の賦課金の増が原因である。それから、1 つ飛んで5 の一般管理費の職員人件費であるが、一般給与から各手当については人事異動に伴うもの、また退職時調整に伴うものである。それから、下から3つ目の退職金手当負担金であるが、これが829万5,000円の増である。これについては、当初各課において人件費分を計上していたが、実績に当たって毎年同じことであるけれども、2 款のほうで戻して精算したために伸びている。したがって、各款の分がその分減っているということになる。それからその下、共済組合の負担金であるが、1,549万7,000円、これは負担金率の上昇によるものである。以上である。

財政 課長 その下だ。説明欄、財政一般管理経費である。庁内で使用いたす事務用品、紙類な どの不足が見込まれるため、消耗品費30万円を追加するものである。

自治振興課長 では、16P、17Pをお開きください。2款1項6目の企画費になるが、説明欄1番のところ、19節の負担金補助及び交付金の欄になって、説明欄1、生活交通確保対策補助金に611万9,000円を補正していただくものだ。これは、平成30年度請求分の

実績、路線バス19系統の運行に対する補助金になるけれども、実績が10月末をもって確定したために不足分を補正していただくものだ。

政策推進課長

続いて、説明欄2の企画一般経費であるが、先ほどの歳入のほうでふるさと納税の増額お願いしたところであるが、このふるさと納税の寄附金のPRについて、当初計画していた有料広告からインターネットポータルサイトの追加や無料広告を活用するということで、広告料118万8,000円を減額をお願いするものである。あわせて、寄附金の増加に伴ってクレジット決済を活用する方々の手数料として983万円の追加をお願いするものである。続いて、説明欄3の情報通信事業特別会計繰出金は、先ほどの特別会計の補正予算で説明のとおり、特別会計における不足分として一般会計の繰入金530万円の追加をお願いするものである。

続いてその下、2款1項12目であるが、電算管理費では当初予算に計上したプログラム修正委託料のうち、先ほど歳入予算でもご説明させていただいたが、マイナンバー制度に伴うプログラム修正委託経費について国庫補助となったことから555万1,000円、それと所管は違うが、介護保険事業費に係る経費についても、同じく国庫補助対象となったということで165万円の補助金が受けられることになったということで、それに伴う財源更正である。

- 選管・監査事務局長 それでは、次のページ、18P、19Pをごらんください。 2 款 4 項 1 目選挙管理委員会費である。説明欄、選挙管理委員会事務局職員人件費であるが、315万6,000円の減については、人事異動に伴う職員人件費の調整額である。以上だ。
- 政策推進課長 続いて、その下の2款5項統計調査費、1目統計調査総務費の説明欄1であるが、 これは職員人件費の調整による追加である。
- 選管・監査事務局長 続いて、その下であるが、2款6項1目監査委員費である。こちらの監査委員事務局職員人件費24万2,000円の増についても、職員人件費の調整額である。以上だ。

分科会長(鈴木いせ子君)休憩を宣する。

(正 午)

分科会長(鈴木いせ子君)再開を宣する。

(午後0時58分)

第9款 消防費

(説 明)

消 防 長 それでは、36、37Pをお開きください。9款1項1目常備消防費である。こちらの ほうは、人事異動等に伴う職員人件費の調整である。その下、9款1項2目非常備 消防費であるが、こちらも同様のものである。

総務 課長 その下である。説明欄1、防災対策費一般経費であるが、これは5月19日から9月30日まで計6回の避難勧告及び避難準備情報を出しているが、それにかかわる職員人件費、時間外手当と管理職の特別勤務手当である。なお、一番大きい市内全域で12カ所の避難場所を設置したのが8月30日、これは大雨による土砂災害、河川の氾濫のおそれということで8月30日。それから、9月30日、これは台風24号に伴う警戒であった。以上である。

第10款 教育費

(説 明)

学校教育課長 10款1項1目の事務局費、教育長人件費は、人件費の調整である。同じく、2の教 育委員会事務局職員人件費も、人件費の調整である。次のページはぐっていただい て、10款1項3目教育振興費、説明欄のことばとこころの相談室職員人件費、これ についても人件費調整である。その下の10款2項小学校費の小学校職員人件費、こ れについても異動等も含めての人件費調整である。続いて、10款1項3目の学校建 設費、小学校施設改修経費、これ3億4,758万1,000円については、これについては 冷房設備設計また工事費の額である。続いて、10款3項中学校費であるが、中学校 費職員人件費については人件費調整である。その下の中学校施設改修経費2億 3,089万9,000円については、冷房設備設計工事費である。以上である。

生涯学習課長

それでは、40P、41Pをお開きください。10款4項1目社会教育総務費、1、社会 教育費総務費人件費については、職員人件費の調整に伴う減額である。続いて、同 じく10款4項4目図書館費、1、中央図書館経費、こちらについては15万2,000円の 増であるが、これは図書館の臨時司書の賃金及び社会保険料の単価改正に伴う増額 分である。2、図書館職員人件費1,573万4,000円の減、こちらについては人事異動 による職員人件費の調整に伴う減額である。続いて、10款4項5目文化財保護費、 1、文化財保護経費については33万7,000円の減額であって、これは臨時事務職員の 減に伴う社会保険料、賃金の減額である。2、市内遺跡埋蔵文化財発掘調査事業経 費、こちらについては1,414万2,000円の減額である。こちらについては、歳入でご 説明いたしたが、国宝重要文化財等保存整備補助事業について、今年度実施の8事 業について事業費が確定したので、所要の減額を行うものである。続いて、42 P、43 P をお開きください。同じく3、文化財保護費職員人件費については29万7,000円の増 額である。これは、職員人件費の調整に伴うものである。続いて、10款4項6目社 会教育施設費、1、教育情報センター職員人件費については140万3,000円の増であ るが、こちらについても職員人件費の調整に伴う増である。同じく、10款5項1目 保健体育総務費、1、保健体育総務費職員人件費については1,105万9,000円の増額 であるが、こちらについても職員増に伴う職員人件費の調整による増額である。

学校教育課長 それでは、10款5項3目学校給食費であるが、学校給食事業費人件費2,184万3,000円 の減であるが、異動等による人件費の調整である。以上だ。

第12款 公債費、第13款 諸支出金、第14款 予備費

(説 明)

次の44、45Pをごらんください。12款公債費だが、45Pの説明欄ごらんください。 財政 課長 ことしの起債償還の元金とその利子になるけれども、今年度の起債償還元利額の確 定により計上するものである。その下だけれども、13款よろしいか。

鈴木分科会長 はい。

諸支出金になる。2項の基金費だが、説明欄だ。先ほど歳入で説明があったとおり、 財政 課長 ふるさと納税の寄附金増額分5,000万円を基金へ積み立てるものである。その下の 14款も続けて。

鈴木分科会長 予備費、どうぞ。

予備費は、調整のための減額となっている。 財政 課長

第2条、第2表 債務負担行為補正

(説 明)

学校教育課長 債務負担行為補正、スクールバスリース料でございますが、スクールバスリース料である。これについては、平成31年9月から朝日地区の45人乗りのバスを更新する予定にしている。その契約準備のため、債務負担を行うものである。以上だ。

生涯学習課長 あわせて、その下であるが、移動図書館車運転業務委託料、また荒川地区体育施設 指定管理料、一番下、山北地区体育施設指定管理料、こちらについてはいずれも平 成31年4月1日から業務を行う必要があって、平成30年度中に契約準備が必要であ るためお願いをするものである。以上だ。

第3条、第3表 地方債補正

(説 明)

財政 課長 お願いいたす。次の6Pごらんください。第3表の地方債補正になる。先ほど歳入 で申し上げた市債の増額及び減額に伴って限度額を変更するものである。以上だ。

歳出

第1款 議会費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

第2款 総務費

(質 疑)

板垣 一徳 先ほど総務課長の話で、共済組合負担金、これ増になったのだと、こういう言い方 だ。ということは、これ車とかそういう災害の共済と違うか。

総務 課長 職員の一般の共済保険であって、車でない。

板垣 一徳 車だろう。

総務 課長 車ではない。

板垣 一徳 車でない。では、分科会長、いい。

本間 清人 17 P なのだけれども、政策推進課のほうでこのクレジット決済の手数料なのだが、今国税でも何でもクレジットで払える時代になって、ただ我々払う側としてみれば、そのポイントがつくので、結構そのカード決済というのは国税結構多く取られると、消費税も何も私なんかもカードで会社のやつも払えるので、そうするとポイントがいっぱいついてくるから、また付加されたそのポイントでほかのもの買えたりするから結構メリットあるのだけれども、元側はカード手数料というの、例えば飲食店だと18%ぐらいとかかかったり、多いところは。そのカードの種類によって違うわけだけれども、実際このクレジット手数料、これだけの金額出していなければならないわけではないか、せっかくもらっても。それは、今これどのくらいのパーセンテージになるか。

政策推進課長 これちょっと非常に説明わかりにくくて申しわけなかったのだが、クレジット決済 手数料という形でこれ費目はなっているのだが、今委員おっしゃったクレジットを 利用するときにかかる手数料はおおむね1%なのだ。そのほかに、今私どもがふるさと納税関係のサイトを4つ、ふるさとチョイス、それからふるなび、ふるぷれ、ことしさとふるというサイトを1つふやしたわけなのだけれども、そのサイトの利用料も一緒に請求されるものだから、そのサイトの利用する手数料というのか、それが大体5%から11%ぐらい、サイトによって違うのだけれども、そちらのほうが大きいという、そんな状況になっている。

本間 清人 今1%しかないということだが、そのでは金額の内訳なんかは今わからないわけだ ね。いやいや、大した問題ではないからいい。わかった。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

第9款 消防費

(質 疑)

板垣 一徳 この非常備消防費ということで、関連して二、三日前にあった火災の件で消防長に 若干質問したいと思うが、お許しいただけるか。

鈴木分科会長 どうぞ。

板垣 一徳

いいか。分科会長、ありがとうございました。消防長、大変ご苦労さまだった。私 も、地元であることもあって行ってきた。ただ、極めて残念なことに死者が出たと。 それから、私は一番早く行っていて、幸いというか、1人で行けばいいわけだから、 早かったわけ。まず1つは、天候も悪かった。しかし、あの火災を見たときに、私 は今まで過去消防関係の役職もしたが、発見をして防災無線が鳴ってすぐだ、私が 出たのは。近間だ。あのでっかいうちがあれだけの火柱になったというのは私は初 めてだ。なぜ発見がおくれたかということだ。そのことを消防長に、今後のために 私は皆さんのうちわの中でいろいろ反省点を消防団の皆さんともやっていただきた いということを2点申し述べたい。まず1点は、これは私は発見者からもお話を聞 いた。しかし、天気も悪性のこともあって発見がおくれた。自宅の人が発見したの ではないのだ。普通は、火災というのは自宅の人が大体音で判断して、叫ぶとか助 けを求めることになるのが普通だ。しかし、隣の人が発見している。これは、私は まず消防長に第1点目は、村上市全体でひとり暮らしの人々がたくさんいると思う のだ。空き家よりもずっと多いはずだ。この対策をもう少し、この火災が発生する とベルがなる方式も今義務づけているよね、半義務づけ。そういうものがしっかり 適正になっていたのかどうか。そういうひとり暮らしの人の家庭をやっぱり再点検 する必要がある。ひとり暮らしの人になると、彼も高齢だ、亡くなった人は。そう すると、耳も遠くなっているはずだ。そうすると、あれだけの火柱が立ってぴちぴ ち、ぴちぴち、熱さもあるはずだ。それがわからなくて、いわゆる発見すらおくれ たということはそういう対策、ひとり暮らしの家庭の消防に団として、消防署とし てどう対応すべきかということを再検討していただきたい、これ1点ある。それか らもう一点は、まず自主防災組織、これは山北が一番おくれているのだ。そして、 あの集落にはポンプ車は小型ポンプ配備されている。しかし、消防団員がいなかっ たのだ。いなかったというか、いないのだ、今現在。だから、そういうポンプがそ こへやって悪いとか、いないから置くなとかと、そういう話ではないのだ。ポンプ をそこへ置くからには、自主防災組織というものをきっちりとやっぱり義務づけて、

この集落の人にお互いに助け合うという、万が一の場合。火災だけではないのだ。 どんな災害がいつ来るかわからない。そのことを考えるときに、やはり集落へのこ の協力体制というもの、万が一災害の場合は自主防災があるが、さらにそこに輪を 乗せてそういう意識感を高めてもらいたい。そうでないと、私ども旧山北町は47つ の集落あるが、ああいう小集落がたくさんあるのだ。二の舞を起こさないようにも、 ひとつそういうことを再検討していただきたいと思うが、消防長いかがか。

消防長

ただいま板垣委員のほうからいろいろご意見いただいた。あの火災は、建物も大きかったし、本当に私どものほうも多少分署のほうが遠くなっていて、若干時間がかかっている部分はあろうかと思う。ただ、本当に2時20分ぐらいだったか、時間的なものもあって、発見おくれたという部分は確かにあろうかと思う。その点については、私どもも本当に家庭用の警報器、こちらのほうの部分について今後またいろいろな手法を使って設置率の向上を目指してまいるようなことで考えているわけである。現在その点については、70%程度というようなことで考えてはいるけれども、まだまだなかなか届かない部分があろうかと思っているので、また高齢者の本当にひとり暮らし、確かに軒数かなり多くなっているのではないかなと思っているわけであるけれども、そのあたり少しでも早く発見できるようなことにつながればと思っているところである。また、自主防との関係であるが、これについても実はことしの夏ぐらいからではある。各方面隊といろいろ意見交換していて、それぞれの方面隊の体制に合った形で、地域の消防力が落ちない形で、少しでもいい力になるように考えていきたいというようなことで現在協議をしている段階であるので、こちらのほうでいろいろ進めていければなと思っているところである。

板垣 一徳

火災が発生するとリーンと鳴るよね。どこへ行って、コメリでも売っている。だけれども、私どもの地域もつけている。私のうちもつけているが、火の危険な箇所だけのみつけたのでは、あの大きなうちの片隅に寝室とっていると聞こえない。だから、煙が満タンすればあれは火災装置は鳴るのだ。火元、いわゆるたき火のする位置だけではなくて、寝室付近にもやはりひとり暮らしの人にはつけさせていただくような消防団の指導するということが私は、消防団一生懸命やっている。一生懸命に回ってつけてくれ、つけてくれやっているから、あの火災見て私は反省した。風呂場から寝室までずっと遠い、あんなでっかいうちだと。そうすると聞こえない。だから、そういうこともひとつ含んで消防長よろしくお願いしたいと思う。分科会長、いい。

鈴木分科会長 。

よろしくお願いする。

本間 清人

総務課長からさっきその防災対策一般経費の835万円が8月30日、9月30日、それが一番多かったのだという、その時間外手当なのだけれども、財政的な面でこういう 突発的なものが結構今回ことし多いよね。そのほかにも、ちょっとこれとは違うのだけれども、例えば弁護士費用にしても、全然計画にない金が出ていくわけではないか、それでも300万円。例えば香藝の郷のコンサルタントだってまた金かかるわけだ。それだって、予想していない金。これをこつこつ、こつこつ、こんなのがいっぱい、目に見えないのが重なってくると、かなり補正でも相当、本当はこんなの使わなくてもいいはずなのになというのがあるわけではない。これは使わなければだめなのだけれども、例えば普通のというか、中小企業とか我々の会社なんかでも、そうやって時間外で出た場合には、我々は暇なときもあるから、そのときにその分のこれ代休として2日間当ててくれやみたいな、その分の2日間は給料出しておく

からみたいな、時間外になると確かに法定的には1.25だの休日だと何掛けだのというのがきちんとあるわけだから、それを公務員の方々に一般の企業と同じ割合でということはできないにしても、何かこれ830万円と口では言うけれども、結構な金額だよね。その辺の何かそういう代替すれば、出た人にしてみればいや、せっかく俺出たのだから、もらって当たり前だというのは当たり前なのだけれども、そういうの何かないものか。

総務 課長 お気持ち重々わかる。ただ、やはり村上市の給与に関する条例及び規則があって、 それを守るということであれば、これはやむを得ないものだ。ただ、他市でも、避 難所については自主避難所ということで設置している自治体もあるので、そうかと いって、職員が全然いないというわけにもいかないが、そのようなことで他市の状 況もよくよく研究しながら、なるべく費用負担かからないような格好で、ただ市民 の生命、財産を守るということを念頭に頑張っていきたいと思っている。

本間 清人 ちなみに、この835万円の内訳で何人分ぐらいになるのか、これその時間外だけで。 総務 課長 まず、管理職が実際に5月、8月、9月、10月分を合計すると、これ実数だけれど も、消防本部職員は除くが、198名、一般職は444名である。

鈴木分科会長 いいか。

[委員外議員]

竹内喜代嗣 山北の火事のことで質問があったので、直接消防に関係するかどうかちょっとあれなのだが、緊急通報装置をやっぱり普及すれば、ひとり暮らしの方に普及すればいいかなと思うのだ。私親戚の人にお願いして設置していただいたのだが、火災が発報すれば消防本部に行くし、親戚の人だと集落の第1報をお伝えするところに本人が連絡しなくても行くと、そんなシステムになるので、検討されたらいかがか。

消 防 長 それでは、消防本部次長に答えてもらう。

消防本部次長 ご質問の件だが、現在緊急通報装置については民間委託となっている。

第10款 教育費

(質 疑)

鈴木 好彦 小学校、中学校については、クーラー設置の方向で今進めてもらっているが、今月 の21日には一定の結果が見えてくると思うのだが、その後のタイムスケジュールと いうか、それと契約は具体的にはどのような形で行う。 1 本で行うのか、それとも 学校単位で行うのか、その辺の考えちょっとお聞かせください。

学校教育課長 この前一般質問でもお答えしたが、教育長答弁したけれども、この議会が終わったら設計をして、すぐ設計が終了後、入札を行う。入札については財政課が担当、契約行為については財政課担当するので、その辺についてどのような発注になるのかというのは、ちょっと協議して考えていきたいというふうに考えている。

鈴木 好彦 今具体的な方向性というのはないという解釈でよろしいのだね。

学校教育課長 具体的にその契約をどういうふうな単位で行うとか、そういったものについては、 まだ協議をしている段階である。

板垣 一徳 確認したいと思うが、まず1点はこの小学校、中学校、この委託料工事請負費を含めて全部これ4つ足した金が今のこの冷房装置に係る金だという解釈でいいのだね

学校教育課長 設計、工事、ここに積算してあるのが今回の普通教室等に係る経費である。

板垣 一徳 課長、この教室の数、全体。小学校の数、中学校の教室の数、何十教室になるか。 学校教育課長 全部で今国に要望しているのが216教室である。そのうち137教室が小学校、残りが 中学校になっている。

板垣 一徳 いい。

[委員外議員]

渡辺 昌 細かいことで済みません。学校のエアコンの件なのだけれども、最初の課長さん説 明のときにエアコンという言葉使わないで冷房機、冷房機と言ったのだが、それは エアコンではなくて冷房だけの機械と考えていいのか。

学校教育課長 対象工事については、国が冷房設備工事というふうに対象している。機械的には、 冷房設備装置が冷房がついた設備になるので、暖房と一緒になる可能性もある。

鈴木分科会長 いいか、渡辺委員。

渡辺 昌 暖房も入った設備だね。

学校教育課長 冷房設備だが、私ども機械的にはエアコンで設置したいというふうに考えている。 竹内喜代嗣 この工事、新発田市なんかは設計を先行させて発注したりしていっているようだけれども、全部ひっくるめて出てくるわけだけれども、例えば金つくとばらばらとか、そういうふうに分けて発注していくような格好になっているのか。それが設計も建築というのか、全部一括になるのか。財政課なのだかどっちなのか知らないけれども、お願いする。

学校教育課長 まず、設計は早く行う。設計ができた段階で順次工事の入札、発注を行っていきた いというふうに考えている。

竹内喜代嗣 そのおおよその予算がではこれひとくくりでここで出てきていると、教育費の支出 で出てきているという。

学校教育課長 予算は、この小学校施設改修経費で全部で出て計上をしている。

鈴木分科会長 出ていない。

三田 議長 今ほどエアコンというか、小中学校の冷暖房ということでお話があった。市長のところにも多分行っていると思うのだけれども、私どものところにも市内の電気屋さんから要望が参っている。今学校教育課長から、入札に関しては財政だということで言及がなかったわけだけれども、ルールの中でやらなければならないというものはあるだろうけれども、そういうことに市長にお聞きするけれども、配慮をできるのかできないのかお願いする。

市 長 いずれにしても、事業そのものについては村上市の事業であるので、学校教育課、 財政課というくくりはないので、そこのところはご承知おきをいただきたいという ふうに思っている。私のところにも、民生機レベルの家電事業者さんから要請があ った。また、電気事業組合さんからも要請があった。市といたしては、実は早急に 設置をしていきたいということで、民生機レベルの導入も視野に入れながらいろい ろとこれまで研究をしてきて、最終的に今いずれにしても市に対して入札参加資格 指名願が出ている事業者ということが前提になるわけであるので、そこのところを 核にしながら、市内にある事業者さん、さらには家電店さん、そういったそれぞれ こういった家電事業にかかわる方が全てかかわれるような形を発注形態として仕様 にどううたい込むかというところを踏まえて今検討しているので、そこのところで お申し出をいただいた部分についてはお答えをしていきたいというふうに今考えて いるところである。 三田 議長 ぜひ市内経済の問題もあるし、業者の皆さんも今大変な状況にあると思うので、できるだけ配慮をしていただきたくお願いする。

市 長 重々そこの部分については、私も意を持って対応していきたいというふうに思っている。幸いなことに、先般文部科学省所管部に行ってお聞きをしたところ、資機材の供給については、ほぼほぼ大丈夫だというふうなお話もいただいている。しかしながら、事業者そのものがその部材を全て調達できるかどうかというところの危惧も抱いていらっしゃる部分があるものだから、その辺のところをしっかりと情報収集をしながら、議会でご決定をいただいた後、早晩早期に着手をしていきたいというふうに考えている。

第12款 公債費、第13款 諸支出金、第14款 予備費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

第2条、第2表 債務負担行為補正、第3条、第3表 地方債補正

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

【賛否態度の発言】

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議 第141号のうち総務文教分科会所管分は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定し た。

分科会長(鈴木いせ子君) 閉会を宣する。 (午後1時33分)